

広 個 審 第 12 号
平成 20 年 7 月 22 日

広島市教育委員会 様

広島市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 19 年 12 月 20 日付け広市教学第 320 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 7 号関係）

答 申 書

平成19年12月20日付け広市教学第320号で諮問のあった事案（諮問第7号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

実施機関の決定は、これを取り消し、不開示部分を開示すべきです。

2 異議申立ての趣旨

平成19年9月21日付け異議申立て（同年10月11日付けで補正書を提出）の趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年7月13日付けで行った、広島市立〇〇小学校在学の申立人の子の指導要録（以下「本件指導要録」という。）に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月27日付け広市教学第215号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）について、これを取り消し、全部の開示を求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 本件指導要録の全部開示がなされたとしても、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。
- (2) 開示された本件指導要録の写しには、虚偽と思われる記載があった。通知表と本件指導要録の記載が異なり、教師による二重の評価がなされている。指導要録は、児童に対して適切な教育を施すための情報が正しく記載されるべきものと考えている。事実の誤認があった場合、公開されない以上、正す機会すら与えられない。
- (3) 学校側の子供に対する指導に疑問を感じる部分もあり、なぜ、そのような指導が行われてきたのか質問をしても学校側から回答がない。それで、今回、部分開示ではなく、全面開示を求めることにした。

4 実施機関の主張の要旨

説明書及び口頭意見陳述での実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 指導要録は、教師が様々な観点から児童生徒を観察し、専門的な立場から総合的に判断し、公正・客観的に記録するために、児童生徒又は保護者には開示しないことを前提に作成されてきているものである。
- (2) 仮に、本件開示請求どおりに非開示部分を開示した場合、保護者がこの部分をマイナス評価と判断したときに、冷静に受け止めることができないことが想定され、教師と児童・保護者の信頼関係を損なう懸念があり、これにより、教師が指導要録を公正・客観的に作成することが困難となり、教育上支障が生じるおそれがある。
- (3) 昔はきめ細かく子供の実態が把握でき、次の年度の指導に生かせるような記載内容であったが、年々形骸化しており、今回の開示が認められると、さらに形骸化が進むことになる。
- (4) 指導要録非公開決定に対する異議申立てに係る広島市公文書公開審査会の答申（平成7年2月24日）では、指導要録の所見部分は、公開しないことができると判断している。
- (5) 平成15年11月11日の最高裁判決では、開示請求された指導要録に記録されている「各教科の学習の記録のうち所見」、「特別活動の記録」及び「行動及び性格の記録」を非開示と判断している。
- (6) これらのことから、非開示部分を開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、広島市個人情報保護条例（広島市条例平成16年第4号。以下「条例」という。）第11条第4号に該当するものとして、当該部分を除き部分開示としたものである。

5 審議会の判断理由

当審議会としては、本件指導要録の内容を見分し、条例の規定に則り検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 本件部分開示決定について

ア 申立人は、自分の子の法定代理人として本件開示請求を行い、これに対して、実施機関は、本件指導要録に記載された情報を本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、本件部分開示決定を行っています。

イ 本件指導要録は、「様式1（学籍に関する記録）」及び「様式2（指導に関する記録）」で構成されています。このうち、「様式1（学籍に関する記録）」には、児童及び保護者の氏名及び現住所、入学年月日、校長氏名及び学級担任者氏名等が記載さ

れることになっています。また、「様式2（指導に関する記録）」には、「各教科の学習の記録」として「Ⅰ観点別学習状況」及び「Ⅱ評定」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「出欠の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」が記載されることになっています。

ウ 本件部分開示決定では、「様式1（学籍に関する記録）」についてはすべて開示され、「様式2（指導に関する記録）」では、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」及び「行動の記録」の評価の部分並びに「総合所見及び指導上参考となる諸事項」（以下「本件不開示情報」という。）が不開示とされ、それ以外の部分は開示されています。

(2) 本件不開示情報に係る指導要録の記載要領について

指導要録に関する文部科学省初等中等教育局長の通知（平成13年4月27日付け13文科初第193号。以下「文部科学省通知」という。）によれば、本件で不開示となっている部分のうち、「総合的な学習の時間の記録」の評価の部分には、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述するものとされています。また、「特別活動の記録」の評価の部分には、「学級活動」等の各項目ごとにその趣旨（到達すべき状況）に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入することとされています。さらに、「行動の記録」の評価には、「基本的な生活習慣」等の各項目ごとにその趣旨（到達すべき状況）に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入することとされています。そして、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、記入に際して、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意することが望まれており、児童の努力を要する点などについては、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入することとされています。

(3) 条例の規定について

ア 保有個人情報の開示請求権について

条例は、「開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護する」（条例第1条）ために、「何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。」（条例第9条第1項）として、保有個人情報の開示請求権を具体的な権利として認めています。そして、条例第11条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、自己に関する保有個人情報の開示請求に対しては、実施機関はこれに応ずるのが原則であることを示しています。

したがって、条例第11条各号の不開示情報に当たるとして個人情報の一部を不
開示とすることは例外的な場合ですので、不開示情報に当たるかどうかの判断は、
条例の目的に照らして、厳格に行い、不開示の範囲は最小限に止める必要がありま
す。

イ 条例第11条第4号について

条例第11条第4号は、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報
であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質
上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情
報として規定しています。このうち、条例第11条第4号アからオまでに掲げられ
ている事務又は事業は、実施機関が主張する事務又は事業に該当しないため、本件
不開示情報が、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行
に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるかどうかについて判断することになり
ます。

条例の解釈及び運用基準によれば、『「支障」については、具体的な実質のもので
ある必要があり、「おそれ」の程度も、単なる可能性のレベルではなく、法的保護に
値する蓋然性が要求され』ています（広島市個人情報保護条例の解釈及び運用基準
（改訂）36ページ）。

(4) 条例第11条第4号該当性について

ア 実施機関は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、
保護者が本件不開示情報をマイナス評価と判断したときに、冷静に受け止めること
ができないことが想定され、教師と児童・保護者の信頼関係を損なう懸念があり、
これにより、教師が指導要録を公正・客観的に作成することが困難となることを主
張しています。また、これと同趣旨の判断例として、広島市公文書公開審査会の答
申（平成7年2月24日）や最高裁判所の判例（平成15年11月11日第三小法
廷判決）があることを主張しています。

確かに、公文書としての指導要録一般を考えた場合には、その記載内容に様々な
ものがあることが想定されるため、実施機関の主張にも首肯する部分があります。
また、実施機関の主張する判断例についても、公文書公開に関する条例に基づき、
公文書としての指導要録が開示請求の対象となったことから、指導要録一般につい
て判断された事例であるようです。

しかし、本件のように、上記(3)で述べたような個人情報保護制度の下で、自己に
関する保有個人情報を開示請求した事例では、個人の権利利益を保護するため、実
施機関が本人に保有個人情報を開示することが原則です。したがって、実施機関が
主張する「支障を及ぼすおそれ」についても、当該開示請求者に係る指導要録の保
有個人情報を開示することにより、当該開示請求者との関係において、具体的な支

障が生ずる蓋然性が認められる必要があると考えられます。

イ 次に、当審議会では本件指導要録の内容を見分したところ、次のような状況が認められます。

本件指導要録の不開示部分のうち、「総合的な学習の時間の記録」については、文部科学省通知によれば、本来、プラス面と評価できる内容を記載することが予定されているところ、本件指導要録の当該部分には、「町の公共施設 福祉について考えよう」というテーマについて、学習活動に対する評価が肯定的に記載されています。また、「特別活動の記録」及び「行動の記録」については、本件指導要録の当該部分には、評価についての具体的な記述がありません。さらに、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の不開示部分には、文部科学省通知によれば、本来、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本とされているところ、本件指導要録の当該部分では、各教科での到達状況、学習態度、学校生活の状況等について、肯定的な評価がされています。

以上のように、本件指導要録では、本来、指導要録が児童のプラス面を重視して記載されるのを原則としていることに従い、申立人の子について、全体として肯定的な評価が記載されていると認められます。

ウ 上記イで述べたとおり、本件不開示情報の内容を検討した結果、その内容はプラス評価と捉えられることはあっても、マイナス評価と捉えられる可能性は低く、申立人及びその子との関係においては、これを開示されたとしても、実施機関が主張するような「支障を及ぼすおそれ」は認められません。むしろ、本件指導要録をすべて開示することは、現在、申立人と学校側双方に生じている不信感をぬぐうための一助になるものと考えます。

エ したがって、本件不開示情報は、条例第11条第4号に該当しないため、開示することが相当です。

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審議会の処理経過

年 月 日	処理内容
19. 12. 20	広市教学第320号の諮問を受理（諮問第7号で受理）
20. 2. 13 （第1回審議会）	審議（事案の概要説明）
20. 3. 26 （第2回審議会）	審議（異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
20. 6. 4 （第3回審議会）	審議
20. 7. 15 （第4回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
井 上 周 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学大学院法務研究科教授
木 下 則 子	広島消費者協会理事
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学法学部長・教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説委員